

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第33号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>[(1) ~ (9) 略]</p> <p>(10) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（特に市長が必要と認めた場合にあつては2週間を超えない範囲内でその必要と認めた期間を6週間に加算した期間とし、多胎妊娠の場合にあつては14週間とする。）前日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達す</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>[(1) ~ (9) 略]</p> <p>(10) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（特に市長が必要と認めた場合にあつては2週間を超えない範囲内でその必要と認めた期間を6週間に加算した期間とし、多胎妊娠の場合にあつては14週間とする。）前日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達す</p>

<p>るまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>[（11）～（22） 略]</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>るまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>[（11）～（22） 略]</p> <p>[2～4 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。